



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月20日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
山谷運輸ビル
諏訪市大字中洲字境通2962ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
山谷運輸株式会社
諏訪市大字中洲2962
- 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	変更前	変更後
小売業者名	株式会社タケダストア	株式会社エポリューション
開店時刻	午前9時30分	24時間
閉店時刻	午後8時	

来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分	24時間

- 変更する年月日
平成18年4月22日
- 届出年月日
平成18年4月5日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム
- 縦覧の期間
平成18年4月20日から平成18年8月20日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月20日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイスシア東御店
東御市祢津1115-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)ベイスシア
群馬県前橋市亀里町900
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 群馬県伊勢崎市下道寺町510
(変更後) 群馬県前橋市亀里町900
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

	名称	代表者氏名	住所
1	(株)ベイスシア	土屋嘉雄	群馬県伊勢崎市下道寺町510

(変更後)

	名称	代表者氏名	住所
1	(株)ベイスシア	土屋嘉雄	群馬県前橋市亀里町900
2	(株)ブルーランジュリー横浜	大山登	長野市青木島町大塚字北島889-1
3	(有)ゼロワンプランニング	市川順三	須坂市大字幸高322-3

- 変更した年月日
上記3の(1)、3の(2)の1 平成18年1月13日
上記3の(2)の2、3 平成17年12月22日
- 届出年月日
平成18年3月24日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム
- 縦覧の期間
平成18年4月20日から平成18年8月20日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月20日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスシア堀金店

安曇野市堀金烏川5142-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ベイスシア

群馬県前橋市亀里町900

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 群馬県伊勢崎市下道寺町510

(変更後) 群馬県前橋市亀里町900

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

	名 称	代表者氏名	住 所
1	(株)ベイスシア	土 屋 嘉 雄	群馬県伊勢崎市下道寺町510
2	(株)アイ・トピア	田 中 尚 己	東京都町田市原町田4-20-1
3	フジパンストア(株)	高 木 和 己	愛知県名古屋市長久区松園町1-50
4	(株)タカラブネ	新 開 純 也	京都府久世郡久御山町佐山双栗37-1
5	(株)丸三三原製茶園	三 原 不 二 夫	安曇野市豊科5750

(変更後)

	名 称	代表者氏名	住 所
1	(株)ベイスシア	土 屋 嘉 雄	群馬県前橋市亀里町900
2	(株)アイ・トピア	田 中 尚 己	東京都町田市原町田4-20-1
3	フジパンストア(株)	国 広 哲 彦	愛知県名古屋市長久区松園町1-50
4	(株)スイートガーデン	友 田 雅 己	京都府京都市中央区烏丸通御池下る虎屋町566-1
5	(株)丸三三原製茶園	三 原 不 二 夫	安曇野市豊科5750

4 変更した年月日

上記3の(1)、3の(2)の1 平成18年1月13日

上記3の(2)の3 平成16年9月24日

上記3の(2)の4 平成17年4月1日

上記3の(2)の5 平成17年10月1日

5 届出年月日

平成18年3月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年4月20日から平成18年8月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月20日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスシア長野東店

長野市大字小島字布野裏193ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ベイスシア

群馬県前橋市亀里町900

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 群馬県伊勢崎市下道寺町510
(変更後) 群馬県前橋市亀里町900
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前)

名 称	住 所
(株)ベイシア	群馬県伊勢崎市下道寺町 510
(株)MSコミュニケーションズ	東京都新宿区市谷本村町1-1
(株)ブルーランジュリー横浜	長野市青木島町大塚字北島 889-1

(変更後)

名 称	住 所
(株)ベイシア	群馬県前橋市亀里町 900
(株)MSコミュニケーションズ	東京都新宿区市谷本村町1-1
(株)ブルーランジュリー横浜	長野市青木島町大塚字北島 889-1

4 変更した年月日

平成18年1月13日

5 届出年月日

平成18年3月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年4月20日から平成18年8月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長野ショッピングセンター

長野市青木島4-4-5ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)KRE

長野市大字鶴賀南千歳町1005

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名
(変更前)

	氏名又は名称	代表者氏名	住 所
1	(株)ベイシア	土 屋 嘉 雄	群馬県伊勢崎市下道寺町 510
2	長野日産自動車(株)	倉 島 圭 三	長野市鶴賀七瀬 722-1
3	(株)伊勢屋薬局	飯 島 健 雄	千曲市稲荷山 836
4	(株)鈴丹	鈴 井 桂 夫	愛知県名古屋市昭和区広路通 2-5
5	(有)戸崎	渡 辺 寛 治	千曲市屋代 1901-5
6	堀 和弘		長野市篠ノ井布施高田 913-1
7	(株)ロン・都	宮 内 義 人	長野市南長野北石堂町 1454
8	(株)サカキヤ本舗	宮 澤 孝 夫	長野市権堂町 2258
9	(有)ひらばやし	平 林 昇	上田市中央 1-2-18

(変更後)

	氏名又は名称	代表者氏名	住 所
1	(株)ベイシア	土 屋 嘉 雄	群馬県前橋市亀里町 900
2	長野日産自動車(株)	富 田 信	長野市川合新田 3616-1
3	(株)伊勢屋薬局	飯 島 健 雄	千曲市稲荷山 836
4	(株)鈴丹	東 光 晴	愛知県名古屋市昭和区広路通 2-5
5	(有)戸崎	渡 辺 寛 治	千曲市屋代 1901-5
6	堀 和弘		長野市篠ノ井布施高田 913-1
7	(株)ロン・都	宮 内 隆 太	長野市川中島御厨 997
8	(株)サカキヤ本舗	宮 澤 孝 夫	長野市権堂町 2258
9	(有)ひらばやし	平 林 昇	上田市中央 1-2-18

4 変更した年月日

上記3の1 平成18年1月13日
 上記3の2 平成17年4月1日
 上記3の4 平成16年2月21日
 上記3の7 平成16年6月15日

5 届出年月日

平成18年3月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年4月20日から平成18年8月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月20日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスア中野店

中野市大字三ツ和字樋田87ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ベイスア

群馬県前橋市亀里町900

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 群馬県伊勢崎市下道寺町510

(変更後) 群馬県前橋市亀里町900

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前)

	名 称	代表者氏名	住 所
1	(株)ベイスア	土 屋 嘉 雄	群馬県伊勢崎市下道寺町510
2	(有)パン屋です	内 藤 由 幸	長野市上松4-6-3
3	(株)グリーンハウスフーズ	田 沼 千 秋	東京都新宿区西新宿3-7-1
4	(株)QCコーポレーション	内 山 和 宣	長野市西尾張部574
5	(株)蔦屋茶店	岡 田 宗 之	須坂市横 413-5
6	(株)りんごの木	丸 田 研 治	長野市青木島町大塚1164
7	(株)MSコミュニケーションズ	堀 徹	東京都新宿区市谷本村町1-1
8	(株)メガネスーパー	田 中 由 子	神奈川県小田原市本町4-2-39
9	(株)アストールほしの	星 野 達 夫	長野市南千歳1-19-2

(変更後)

	名 称	代表者氏名	住 所
1	(株)ベイスア	土 屋 嘉 雄	群馬県前橋市亀里町900
2	(有)パン屋です	内 藤 由 幸	長野市上松4-6-3
3	(株)グリーンハウスフーズ	田 沼 千 秋	東京都新宿区西新宿3-7-1
4	(株)QCコーポレーション	内 山 和 宣	長野市西尾張部574
5	(株)蔦屋茶店	岡 田 宗 之	須坂市横町413-5
6	(株)りんごの木	丸 田 研 治	長野市青木島町大塚1164
7	(株)MSコミュニケーションズ	宮 城 利 行	東京都新宿区市谷本村町1-1
8	(株)メガネスーパー	田 中 由 子	神奈川県小田原市本町4-2-39
9	(株)アストールほしの	星 野 達 夫	長野市南千歳1-19-2

4 変更した年月日

上記3の(1)、(2)の1 平成18年1月13日

上記3の(2)の7 平成17年6月28日

5 届出年月日

平成18年3月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県北信地方事務所産業労働

働チーム

7 縦覧の期間

平成18年4月20日から平成18年8月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県北信地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月20日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベシアジアショッピングセンター飯山店
飯山市大字静間1967ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ベシアジア
群馬県前橋市亀里町900

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 群馬県伊勢崎市下道寺町510

(変更後) 群馬県前橋市亀里町900

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前)

	名 称	代表者氏名	住 所
1	(株)ベシアジア	土 屋 嘉 雄	群馬県伊勢崎市下道寺町510
2	(株)アイ・トピア	田 中 尚 己	東京都八王子市横川町1120-1
3	フジパンストア一(株)	高 木 和 己	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1-50
4	(有)ゼロワンプランニング	市 川 順 三	須坂市大字幸高322-3

(変更後)

	名 称	代表者氏名	住 所
1	(株)ベシアジア	土 屋 嘉 雄	群馬県前橋市亀里町900
2	(株)アイ・トピア	田 中 尚 己	東京都町田市原町田4-20-1
3	フジパンストア一(株)	国 広 哲 彦	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1-50
4	(有)ゼロワンプランニング	市 川 順 三	須坂市大字幸高322-3

4 変更した年月日

上記3の(1)、3の(2)の1 平成18年1月13日

上記3の(2)の2 平成7年2月1日

上記3の(2)の3 平成16年9月24日

5 届出年月日

平成18年3月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県北信地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年4月20日から平成18年8月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県北信地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月20日

長野県佐久建設事務所長 田中幸男

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

水防情報システム設備及び土砂災害監視施設の保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成19年3月23日まで

(4) 履行場所

長野県佐久建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でない者。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中でない者。
- (4) 過去に同種の通信設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1
長野県佐久建設事務所 総務チーム
電話 0267 (63) 3170

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年5月15日(月) 午後2時00分
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 401号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月8日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月20日

長野県姫川 commons・砂防センター所長

内山 寿長

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成18年度県単砂防管理事業に伴う土砂災害監視施設保守点検業務委託
 - (2) 業務の概要
入札説明書のとおりです。
 - (3) 履行期間
契約の日から平成19年3月26日まで
 - (4) 履行場所
長野県姫川 commons・砂防センター管内
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ## 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
 - (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- ## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 北安曇郡小谷村千国乙10307-3
長野県姫川 commons・砂防センター 総務チーム
電話 0261 (82) 3100
- ## 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成18年5月11日(木) 午前10時
- イ 場所 長野県姫川コモンズ・砂防センター 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月2日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

砂防チーム

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成18年4月20日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 峯山 強

名称	所在地	指定年月日
日東エンジニアリング株式会社	千曲市大字稲荷山1709番地1	平成18年4月13日
株式会社錦興業	上田市舞田710番地	平成18年4月13日

事業チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月20日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 峯山 強

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び予定数量
別表のとおりです。
- (2) 物品等の特質
仕様書によります。
- (3) 納入期限
契約日から平成19年3月30日までの間で別に指定する日
- (4) 納入場所
入札説明書のとおりです。
- (5) 入札方法
別表の番号ごとに入札に付し、それぞれの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が別表の番号の区分に応じて別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局事業チーム
電話 026(235)7381

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年5月10日 午前10時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁 議会増築棟501号会議室
- (3) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)
ア 日時 平成18年5月9日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県企業局事業チーム

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年4月27日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

番号	調達する物品等	予定数量(基)	等級区分
1	口径13mm水道メーター(直読)	6,150	A
2	口径20mm水道メーター(直読)	2,010	B以上
3	口径25mm水道メーター(直読)	120	C以上
4	口径30mm水道メーター(直読)	40	C以上
5	口径40mm水道メーター(直読)	70	C以上
6	口径40mm水道メーター(隔測)	3	C以上
7	口径50mm水道メーター(隔測)	35	C以上
8	口径75mm水道メーター(隔測)	2	C以上
9	口径100mm水道メーター(隔測)	5	C以上

事業チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月20日

長野県議会事務局長 野池明登

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成18年度 委員会録音テープ反訳業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成19年3月31日まで

(4) 入札方法

テープ反訳業務1分当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会事務局議事課

電話 026(235)7413

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年5月10日(水) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年5月9日(火) 午後5時

イ 場所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

(専用郵便番号 380-8570)

長野県議会事務局議事課

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各

号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

議事課

公告

平成19年度長野県小学校、中学校及び自律学校教員並びに長野県立高等学校教員の選考を次のとおり行います。

平成18年4月20日

長野県教育委員会教育長 丸山 愷

1 採用予定の教員の種別、教科等

学 校 種	教員の種別	教 科	採用予定者数
小学校 中学校 自律学校	小学校教諭(自律学校の教諭を含む。以下同じ。)		約 200 人
	中学校教諭(自律学校の教諭を含む。以下同じ。)	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語	約 120 人
	養護教諭		若干人
高等学校	高等学校教諭	国語 地理歴史 数学 理科 保健体育 芸術(美術) 外国語(英語) 農業 工業 商業	約 20 人
	養護教諭		若干人

(注) 1 自律学校は、盲・ろう・養護学校の総称です。(以下同じ)

2 高等学校教員の「教科」の欄中()内は、主たる専攻区分を示します。

3 採用予定者数は、現時点の目安であり、変更することがあります。

2 申込資格

(1) 昭和22年4月2日以降に生まれた者。

(2) 希望する教科又は職の普通免許状を有する者、又は平成19年3月31日までに取得見込みの者。

(3) 養護教諭については、平成19年の春までに行なわれる国家試験により、保健師免許を取得する見込みの者で、平成19年3月31日までに、養護助教諭免許状(臨時免許状)取得の要件を満たす者を含む。

(4) 次に掲げる学校教育法第9条のいずれにも該当しない者

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより、免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

エ 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により、免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考区分等

(1) 一般選考

ア 受験者の条件 なし

イ 選考方法 筆記試験(教養・専門)、小論文、面接(集団・個人)

ウ 採用の割合 採用予定者の4割から7割程度

(2) 社会人を対象とした選考

① 民間企業等経験者を対象とした選考

ア 受験者の条件 民間企業、教職以外の公務員、NPO等の経験が平成19年3月31日現在で3年以上ある者

イ 選考方法 筆記試験(専門)、小論文、面接(集団・個人-複数回実施)

ウ 採用の割合 採用予定者の1割程度

② 講師経験者を対象とした選考

ア 受験者の条件 学校、幼稚園で教諭、講師の経験が平成19年3月31日現在で3年以上ある者

イ 選考方法 筆記試験(専門)、小論文、面接(集団・個人-複数回実施)

ウ 採用の割合 採用予定者の3割～5割程度

(3) 特別選考(いずれも上記(1)または(2)の選考区分で受験、採用も内数)

① 身体に障害のある者を対象とした選考

ア 受験者の条件 身体障害者手帳(1級から6級)の交付を受けている者で、自力通勤及び介助なしで職務の遂行が可能な者

イ 選考方法 一般選考か社会人選考のどちらかを選択

ウ 採用予定者 若干人

② 国際理解教育特別支援のための選考

ア 受験者の条件 青年海外協力隊などの国際貢献活動を2年以上経験している者及びポルトガル語、スペイン語、中国語に堪能な者

イ 選考方法 一般選考か社会人選考のどちらかを選択

ウ 採用予定者 小中学校10名程度、高校若干人

③ 軽度発達障害児童生徒特別支援のための選考

ア 受験者の条件 LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)・高機能自閉症等軽度発達障害に関する専門の知識を有し、NPOや学校などで当該児童生徒に関わった経験が3年以上ある者。

イ 選考方法 一般選考か社会人選考のどちらかを選択

ウ 採用予定者 小中学校若干人

(4) その他

◎盲学校理療科を対象とした選考(選考の申し込み・選考日程等については別に定める。)

ア 受験者の条件 盲学校特殊教科教諭一種若しくは二種免許状(理療)を有する者。又は、平成19年3月31日までに取得見込みの者

イ 選考方法 筆記検査(一般教養・小論文)、面接(個別)、実技検査

ウ 採用予定者 若干人

※ 盲学校理療科を対象とした選考の申し込み・選考日程等については別に定める。

4 申込書類の受付期間、手続き等

(1) 受付期間

平成18年5月15日(月)から5月29日(月)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。なお、郵送による場合は、5月29日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 提出先

学校種	提出先
小学校 中学校 自律学校	郵便番号 380-8570(住所記載不要) 長野県教育委員会事務局義務教育チーム 電 話 026-235-7426(直通) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
高等学校	郵便番号 380-8570(住所記載不要) 長野県教育委員会事務局高校教育チーム 電 話 026-235-7430(直通) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

(注) 封筒の表に「小学校採用選考申込書在中」、「中学校(教科名)採用選考申込書在中」、「養護教諭採用選考申込書在中」、「高等学校(教科名)採用選考申込書在中」等と朱書きしてください。

(3) 受験票の返送

申込み時に提出された受験票は、6月23日(金)以降に郵送します。6月30日(金)までに受験票が到着しない場合は、提出先に問い合わせてください。

5 申込書類

(1) 教員採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)

(2) 自己ピーアール文(長野県教育委員会が交付するものに自筆で記入すること。)

(3) 受験票(長野県教育委員会が交付するものに氏名を明記し、50円切手をはること。)

(4) 電算入力票(長野県教育委員会が交付するもの)。ただし、小学校、中学校及び自律学校志願者に限る。

(5) 教員免許状の写し又はこの授与証明書若しくは取得見込み証明書

(6) 最終学校(大学院在籍者又は修了者は、大学院及び大学学部)における学業成績証明書

- (7) 返信用の封筒(長形3号〈縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさ〉のものを用い、申込者のあて先及び氏名を明記し、90円切手を貼ったもの)
- (8) 履歴書(職歴を記入。形式は特定しない)。ただし、社会人を対象とした選考の志願者に限る。

6 選考

(1) 選考の基準

人物重視の選考とし、評価の主な観点は、次のとおりです。

- ア 教育に対する情熱や使命感をもっていること。
- イ 自立した社会人として豊かな人間性と広い視野をもっていること。
- ウ 幅広い教養と教科の専門的な知識・技術をもっていること。
- エ 創造性、積極性及び行動力をもっていること。
- オ 将来性をもっていること。

(2) 内容及び方法

学校種	選考順序	期 日	会 場	対象者	選考内容及び方法	備 考
小学校、 中学校、 中学校、 自律学校	一次 選考	平成18年 7月8日(土) 7月9日(日)	長野市立 柳町中学校 長野市立 東部中学校 長野市立 櫻ヶ岡中学校	志願者 全 員	○書類審査 ○筆記試験 ・一般教養 (教職に関するものを含む。) ・専門教科 (小学校教諭志願者は全教科) ・小論文 ○面 接(集団)	検査の時間等については6月23日以降、受験票により通知します。
	二次 選考	平成18年 8月22日(火) から 8月30日(水) までの指定日	長野県 短期大学	一 次 選 考 合 格 者 全 員	○書類審査 ○適性検査 ○面 接(個人) ○実 技 ・音楽 (小学校教諭志願者及び中学校教諭志願者のうち音楽志願者に限る。) ・体育 (小学校教諭志願者及び中学校教諭志願者のうち保健体育志願者に限る。)	受験要領等は、別途該当者に通知します。
高 等 学 校	一次 選考	平成18年 7月8日(土) 7月9日(日)	長野県 長野商業 高等学校	志願者 全 員	○書類審査 ○筆記試験 ・一般教養 (教職に関するものを含む。) ・専門教科 (地理歴史、理科、職業に関する教科等は、全科目にわたる。) ・小論文 ○実 技 (保健体育、芸術の志願者に限る。) ○面 接(集団)	検査の時間等については、6月23日以降、受験票により通知します。
	二次 選考	平成18年 8月31日(木) から 9月1日(金) までの指定日	長野県 短期大学	一 次 選 考 合 格 者 全 員	○書類審査 ○適性検査 ○面 接(個人)	受験要領等は別途該当者に通知します。

- (注) 1 一次選考における筆記試験のうち、選考区分が社会人を対象とした選考に該当する者は、一般教養を免除します。
- 2 二次選考における面接のうち、選考区分が社会人を対象とした選考に該当する者は、面接を複数回実施します。

7 選考の結果

一次選考の結果は、8月上旬に通知します。

8 採用について

- (1) 長野県教育委員会が採用します。小学校及び中学校教員については、採用候補者の中から学校の希望条件に適合する者を市町村教育委員会(市町村学校組合教育委員会を含む。)に推薦し、当該市町村教育委員会の内申を待って採用します。また、自律学校及び高等

学校教員については、採用候補者の中から学校の希望条件に適合する者を採用します。

- (2) 日本国籍を有しない者にあつては、教員の種別は、任用の期限を付さない常勤講師とします。
- (3) 採用に係る手続き、日程等については、該当者に別途通知します。

9 その他

- (1) 「小学校、中学校及び自律学校教員の選考」と「高等学校教員の選考」の双方を受験することはできません。
- (2) 「一般選考」、「社会人を対象とした選考」の区分のうち、どちらか一方を受験することができます。
- (3) 「特別選考」で受験する方は、「一般選考」又は「社会人を対象とした選考」のどちらか一方を選択してください。
- (4) 受験上配慮すべき身体上の障害がある場合は、選考申込書の所定欄に記入してください。
- (5) 選考要項、選考申込書、自己ピーアール文、受験票及び電算入力票の用紙は、4の(2)の提出先の他に各教育事務所、諏訪、木曾、北安曇及び北信の各地方事務所並びに東京事務所で交付します。

また、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

郵便により請求する場合は、封筒の表に「教員採用選考申込用紙請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒角型2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートルの大きさ)を必ず同封の上、提出先のチームあてに申し込んでください。

なお、小学校、中学校及び自律学校教員と高等学校教員の両方の申込書を希望する場合は、それぞれ別に請求してください。

- (6) 採用選考の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により、口頭で開示を請求することができます。

ア 開示請求することができる選考結果

- (7) 一次選考結果 不合格者に係る総合評価並びに面接(集団)、一般教養、専門教科及び小論文の段階別評価
- (4) 二次選考結果 合否及び総合評価

イ 開示する期間 選考結果通知日から1年間

ウ 開示を行う場所 長野県教育委員会事務局義務教育チーム又は高校教育チーム(長野県庁8階)

エ 必要書類 運転免許証、学生証等本人であることを証明できるものを持参すること。

- (7) 提出された書類は、一切返却しません。

義務教育チーム
自律教育チーム
高校教育チーム